

四半期報告書

(第70期第3四半期)

自 平成20年10月1日

至 平成20年12月31日

株式会社 **ディスコ**

東京都大田区大森北二丁目13番11号

(E01506)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	22
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	22
(5) 大株主の状況	22
(6) 議決権の状況	23

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	26
(2) 四半期連結損益計算書	28
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	30

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第70期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社ディスコ
【英訳名】	DISCO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 溝呂木 齊
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03) 4590-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画本部長 関家 圭三
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03) 4590-1099(IR・広報室直通)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画本部長 関家 圭三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第3四半期連結 累計期間	第70期 第3四半期連結 会計期間	第69期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高（百万円）	46,608	11,110	91,618
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	3,542	△523	18,564
四半期（当期）純利益又は四半期純損失（△） （百万円）	2,113	△545	11,112
純資産額（百万円）	—	88,597	89,665
総資産額（百万円）	—	108,573	118,603
1株当たり純資産額（円）	—	2,594.74	2,620.56
1株当たり四半期（当期）純利益金額又は 四半期純損失（△）（円）	62.27	△16.08	327.07
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	62.16	—	326.27
自己資本比率（％）	—	81.1	75.0
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	4,210	—	9,296
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△10,661	—	△11,825
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	3,186	—	△3,180
現金及び現金同等物の 四半期末（期末）残高（百万円）	—	14,560	18,062
従業員数（人）	—	2,451	2,260

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高は消費税等抜きで表示しております。
3. 第70期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	2,451	(1,062)
---------	-------	---------

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員及びパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,650	(933)
---------	-------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員及びパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
電子業界関連製品事業（百万円）	8,468
産業用研削製品事業（百万円）	263
その他事業（百万円）	63
合計（百万円）	8,795

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	受注残高（百万円）
電子業界関連製品事業	8,085	4,548
産業用研削製品事業	451	83
その他事業	54	70
合計	8,591	4,702

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
電子業界関連製品事業（百万円）	10,568
産業用研削製品事業（百万円）	497
その他事業（百万円）	44
合計（百万円）	11,110

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結会計期間の世界経済は、米国大手金融機関の破綻をきっかけとした金融危機発生以降、急激に景気後退局面入りし、実体経済にも多大な影響が出てきております。

当社グループが主力事業を展開している半導体市場においては、DRAMやNAND型フラッシュメモリの供給過剰が長期化しており、半導体メーカーの収益を大きく圧迫しています。また、金融危機発生による資金調達難で企業の資金繰りが悪化する等、半導体・電子部品業界を取巻く環境はさらに厳しさを増しています。このような状況から半導体・電子部品業界の設備投資は一層低迷し、第3四半期末には大規模な生産調整を実施する企業も出てまいりました。

このような厳しい事業環境の中で、精密加工装置の売上高・受注高は大幅に落ち込み、また精密加工ツールについても10月までは高い水準を維持しておりましたが、相次ぐ生産調整の影響を受け11月以降急激に減少いたしました。

以上のような状況のもと、当第3四半期連結会計期間の売上高は111億10百万円となりました。売上高の大幅な減少を受け10億18百万円の営業損失を計上いたしました。経常損失は5億23百万円となり、四半期純損失は5億45百万円となりました。

また海外売上高は66億63百万円となり、連結売上高に占める比率は60.0%となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①電子業界関連製品事業

当第3四半期連結会計期間は、半導体・電子部品業界における設備投資が一層低迷したことにより精密加工装置の売上高は低調に推移しました。製品別では、切断装置は通常のダイシングソーの出荷が大幅に減少したことに加え、第2四半期までは比較的好調に推移していたLED向けレーザソーも顧客の投資意欲が若干弱含み、売上高の伸びが鈍化しました。研削装置は新規設備投資需要の低迷から依然として低調に推移しました。消耗品である精密加工ツールについても、顧客である半導体メーカーの大規模な生産調整が相次いだ影響を受け、売上高が大幅に減少しました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における売上高は105億68百万円、営業損失は3億99百万円となりました。

②産業用研削製品事業

当事業は、土木・建築業界及び各種製造業向けの産業用ダイヤモンド工具、自動車及び電子部品向け等の一般砥石の製造販売を行っております。

当第3四半期連結会計期間の売上高は4億97百万円となり、営業利益は1百万円となりました。

③その他事業

当事業は、半導体製造装置メーカー等向けにコンピュータシステムのソフト・ハードの開発・販売を行っております。

当第3四半期連結会計期間の売上高は44百万円となりました。また営業損失は26百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①国内

当セグメントは国内のほか、台湾や韓国等当社が海外販売子会社を通さずに直接輸出し現地の代理店を通じて販売しているものも含んでおります。

当第3四半期連結会計期間では、国内はさらに引き合いが弱まり、台湾や韓国においても設備投資が一層低迷している影響もあって、売上高は64億42百万円、また営業損失は8億72百万円となりました。

②在外

北米地域における売上高は8億87百万円、営業利益は1百万円となりました。アジア地域における売上高は19億82百万円、営業損失は54百万円となり、ヨーロッパ地域における売上高は17億98百万円、営業利益は93百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、全体として29億11百万円の増加となりました。

これは主に、当社製品への需要の大幅な減退により5億76百万円の税金等調整前四半期純損失となり、有形固定資産取得代金の支払（31億13百万円）、たな卸資産の増加（6億49百万円）、法人税等の支払（8億40百万円）等があったものの、売上債権の回収（42億60百万円）、金融機関からの借入金純増加（49億99百万円）等があったことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、9億45百万円となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純損失が5億76百万円、たな卸資産の増加が6億49百万円、法人税等の支払8億40百万円等があったものの、売上債権の減少42億60百万円の資金増加があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、20億29百万円となりました。

これは主に、定期性預金満期による収入が10億円あったものの、当社、本社・R&Dセンター拡張工事代金支払が26億57百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、46億58百万円となりました。

これは主に、短期借入れによる収入30億円、長期借入れによる収入20億51百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、当第3四半期連結会計期間において、急激に悪化する世界経済情勢に対処するため残業や出張の抑制を行いました。さらに不況対策本部を設置し、聖域を設けることなく経費構造の見直しを行うことを決定しました。決定した主な施策は、以下の通りです。

①工場新棟建設計画の見直し

現在進めている桑畑工場（広島県）及び茅野工場（長野県）における新棟の建設計画の見直しを行う。

<桑畑工場> 機能の縮小によるコストダウンを実施する。

<茅野工場> 建設を一時中断する。（再開時期は市況を見て改めて判断）

②人件費の抑制

平成21年1月以降、一定の業績回復時まで、役員報酬・賞与及び管理職の給与の減額を行う。

代表取締役報酬 30%減額

常務取締役報酬 20%減額

取締役報酬 15%減額

管理職給与 10%減額

役員賞与 100%減額

③リソースの再配分

人的資源の再配置も含めた効率的活用をさらに加速させる。

④技術開発案件の見直し

現在取り組んでいる開発テーマについて優先順位と採算性を見極め、見直しを行う。

上記施策に追加して、第4四半期連結会計期間において、当社及びグループ会社において一時帰休ならびに雇用調整を実施することを決定しました。

また財務上、手元資金を確保することを目的として、当第3四半期連結会計期間において金融機関から総額210億円の借入れを実施することを決定し、うち50億円の借入れを実施しました。

なお、第4四半期連結会計期間において、借入額を総額270億円に増額し、うち30億円を銀行保証付変動利付私募債で調達することとしました。（「重要な後発事象」参照）

（4）研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、26億96百万円であります。

また、当第3四半期連結会計期間における研究開発活動の状況の変更の内容は次のとおりであります。

①電子業界関連製品事業

急激に悪化する世界情勢に対応するための不況対策の一環として、現在取り組んでいる開発テーマについて優先順位と採算性を見極め、順次見直しを実施しています。

②産業用研削製品事業

本事業の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

③その他事業

本事業の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

①当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設につき、当第3四半期連結会計期間において完成したものは次のとおりであります。

会社事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	金額 (百万円)	完了年月
当社 本社・R&D センター	東京都 大田区	電子業界関連製品・ 産業用研削製品・ 全社管理業務	研究開発設備他	7,806	平成20年 11月

②当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等についての重要な変更は、次のとおりであります。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

会社 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 茅野工場	長野県 茅野市	電子業界関連製品	電動機他 生産設備	- (注) 1	938	借入金	平成20年 8月	-	-
当社 桑畑工場	広島県 呉市	電子業界関連製品	精密加工装置 生産設備	10,000 (注) 2	3,501	借入金	平成20年 9月	平成21年 11月	(注) 3

(注) 1. 急激に悪化する世界経済情勢へ対応するため、当初の建設計画を見直し、建設を一時中断することを平成20年12月17日の取締役会にて決定いたしました。

なお、工場建設の再開時期につきましては市況を見て判断いたします。

建設中断時までの工事費は1,881百万円であり、平成21年1月に残額の943百万円を支払っております。

2. 急激に悪化する世界経済情勢へ対応するため、当初の建設計画を見直し、工場の機能を縮小することによってコストダウンを図ることを平成20年12月17日の取締役会にて決定いたしました。

11,000百万円見込んでいた投資予定金額を10,000百万円に減額いたします。

3. 生産設備は、生産能力増強及び合理化投資であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,004,418	34,004,418	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	34,004,418	34,004,418	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	543
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 6,320 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月14日 至 平成21年11月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,320 資本組入額 3,160
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、 当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位に あることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退 職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれ を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認め ない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認 を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

②平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年7月27日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	116
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月28日 至 平成36年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成35年7月27日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

③平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	464
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,730 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月30日 至 平成24年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,730 資本組入額 2,365
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

④平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年7月21日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	121
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月22日 至 平成37年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成36年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

⑤平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 5,162 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月5日 至 平成25年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,162 資本組入額 2,581
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月20日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	88
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,932 (注) 2 資本組入額 2,966
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額5,931円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額5,931円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

②平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	228
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,616 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,542 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,926円と行使時の払込金額7,616円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,926円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

③平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	619
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,616 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,616 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

④平成19年7月24日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月9日 至 平成39年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,490 (注) 2 資本組入額 3,245
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額6,489円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額6,489円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑤平成19年10月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	308
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,327 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,812 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,485円と行使時の払込金額7,327円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,485円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

⑥平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	710
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,327 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,327 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

⑦平成20年7月29日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月14日 至 平成40年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,781 (注) 2 資本組入額 1,891
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成39年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額3,780円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,780円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑧平成20年10月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	834
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,583 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,184 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額601円と行使時の払込金額2,583円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額601円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年10月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	827
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	82,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,583 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,583 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日 (注)	9,000	34,004,418	0	14,517	—	15,599

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

1. 当第3四半期会計期間において、株式会社ダイイチホールディングスおよびその共同保有者である関家一馬から平成20年10月14日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年10月7日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質保有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社ダイイチホールディングス	東京都港区高輪一丁目23番23-3502号	1,998,000	5.88
関家 一馬	東京都港区	635,497	1.87

2. 当第3四半期会計期間において、関家 圭三およびその共同保有者である関家 愛子、株式会社ダイイチ企業、株式会社オレンジコーラルから平成20年12月17日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年12月10日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質保有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
関家 圭三	東京都港区	846,197	2.49
関家 愛子	東京都港区	12,500	0.04
株式会社ダイイチ企業	東京都港区白金四丁目10番22号	1,998,000	5.88
株式会社オレンジコーラル	東京都港区白金四丁目10番22号	846,000	2.49

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 59,400	—	単元株式数 100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 33,869,400	338,694	同上
単元未満株式	普通株式 66,618	—	—
発行済株式総数	33,995,418	—	—
総株主の議決権	—	338,694	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株（議決権の数1個）含まれております。

②【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ディスコ	東京都大田区大森北二丁目13番11号	59,400	—	59,400	0.18
計	—	59,400	—	59,400	0.18

（注）第3四半期末現在、自己名義所有株式数は59,600株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合 0.18％）であります。

なお、他人名義の株式は所有しておりません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	5,110	5,490	5,570	4,850	4,400	4,100	3,130	2,785	1,866
最低（円）	4,060	4,770	4,440	4,110	3,870	2,940	1,901	1,600	1,470

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	経営企画本部長 I R・広報室長	経営企画本部長 I R室担当	関家 圭三	平成20年7月1日
取締役	P Sカンパニー 国内統括部長	P Sカンパニー 国内統括部長兼 サービス部長	溝呂木 隆夫	平成20年10月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,560	19,062
受取手形及び売掛金	※2 15,541	27,098
商品	2,900	2,389
製品	2,299	2,463
半製品	15	15
原材料	8,149	8,220
仕掛品	6,075	6,842
その他	3,609	3,826
貸倒引当金	△25	△38
流動資産合計	53,125	69,881
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 20,639	※1 13,862
土地	12,788	12,804
その他（純額）	※1 13,793	※1 14,570
有形固定資産合計	47,221	41,236
無形固定資産	838	876
投資その他の資産		
その他	※3 7,553	6,673
貸倒引当金	△164	△65
投資その他の資産合計	7,388	6,608
固定資産合計	55,448	48,722
資産合計	108,573	118,603

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 7,065	12,960
短期借入金	3,000	60
未払法人税等	215	1,734
引当金	881	2,453
その他	※2 4,710	9,155
流動負債合計	15,872	26,364
固定負債		
長期借入金	2,659	600
引当金	659	1,000
負ののれん	232	299
その他	552	673
固定負債合計	4,103	2,573
負債合計	19,976	28,937
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,517	14,517
資本剰余金	15,599	15,599
利益剰余金	59,205	58,924
自己株式	△271	△270
株主資本合計	89,050	88,770
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	24
為替換算調整勘定	△972	136
評価・換算差額等合計	△972	161
新株予約権	368	207
少数株主持分	151	525
純資産合計	88,597	89,665
負債純資産合計	108,573	118,603

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	46,608
売上原価	23,747
売上総利益	22,860
販売費及び一般管理費	※ 19,928
営業利益	2,931
営業外収益	
受取利息及び配当金	119
負ののれん償却額	97
持分法による投資利益	25
為替差益	180
その他	270
営業外収益合計	693
営業外費用	
支払利息	17
売上割引	21
その他	42
営業外費用合計	81
経常利益	3,542
特別利益	
前期損益修正益	54
その他	12
特別利益合計	67
特別損失	
固定資産除売却損	450
その他	54
特別損失合計	504
税金等調整前四半期純利益	3,105
法人税、住民税及び事業税	570
法人税等調整額	435
法人税等合計	1,005
少数株主損失(△)	△13
四半期純利益	2,113

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
売上高	11,110
売上原価	5,746
売上総利益	5,363
販売費及び一般管理費	※ 6,382
営業損失(△)	△1,018
営業外収益	
受取利息及び配当金	24
負ののれん償却額	26
持分法による投資利益	0
為替差益	343
その他	136
営業外収益合計	531
営業外費用	
支払利息	6
その他	30
営業外費用合計	36
経常損失(△)	△523
特別利益	
投資有価証券売却益	1
その他	3
特別利益合計	5
特別損失	
固定資産除売却損	33
特別退職金	17
その他	6
特別損失合計	57
税金等調整前四半期純損失(△)	△576
法人税、住民税及び事業税	△442
法人税等調整額	415
法人税等合計	△26
少数株主損失(△)	△3
四半期純損失(△)	△545

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	3,105
減価償却費	3,190
負ののれん償却額	△97
持分法による投資損益 (△は益)	△25
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	96
引当金の増減額 (△は減少)	△1,896
有形固定資産除売却損益 (△は益)	397
受取利息及び受取配当金	△119
支払利息	17
売上債権の増減額 (△は増加)	11,097
たな卸資産の増減額 (△は増加)	105
仕入債務の増減額 (△は減少)	△5,677
その他	△3,380
小計	6,815
利息及び配当金の受取額	128
利息の支払額	△18
法人税等の支払額	△2,715
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,210
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△500
有価証券の償還による収入	500
有形固定資産の取得による支出	△11,131
有形固定資産の売却による収入	55
投資有価証券の取得による支出	△328
無形固定資産の取得による支出	△88
定期預金の預入による支出	△200
定期預金の払戻による収入	1,000
その他	32
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,661
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,948
長期借入れによる収入	2,072
配当金の支払額	△1,832
その他	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,186
現金及び現金同等物に係る換算差額	△237
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,502
現金及び現金同等物の期首残高	18,062
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 14,560

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の会計基準の変更</p> <p>たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、原価法（在外連結子会社は低価法）によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ36百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ20百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
	<p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。これによる損益への影響はありません。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の減価償却費の算定に関して、定率法を採用している資産については連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方式	法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化があるか、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(有形固定資産の耐用年数の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ210百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 22,168百万円</p> <p>※2. 四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 108百万円 支払手形 683百万円 設備支払手形(流動負債「その他」) 6百万円</p> <p>※3. 担保提供資産 根担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。</p> <p>長期性預金 5,000百万円 (投資その他の資産「その他」)</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,320百万円</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
<p>※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>(1) 給料及び賞与 4,836百万円 (2) 賞与引当金繰入額 339百万円 (3) 貸倒引当金繰入額 107百万円 (4) 研究開発費 6,815百万円</p>

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
<p>※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>(1) 給料及び賞与 1,910百万円 (2) 賞与引当金繰入額 △533百万円 (3) 貸倒引当金繰入額 104百万円 (4) 研究開発費 2,690百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	14,560百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	-百万円
現金及び現金同等物	<u>14,560百万円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 34,004千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 59千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 368百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,493	44	平成20年3月31日	平成20年6月25日	利益剰余金
平成20年11月12日 取締役会	普通株式	339	10	平成20年9月30日	平成20年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	10,568	497	44	11,110	-	11,110
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	9	18	27	(27)	-
計	10,568	507	63	11,138	(27)	11,110
営業利益又は営業損失(△)	△399	1	△26	△424	△593	△1,018

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	44,914	1,578	114	46,608	-	46,608
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	33	79	113	(113)	-
計	44,914	1,611	194	46,721	(113)	46,608
営業利益又は営業損失(△)	5,010	117	△82	5,045	△2,113	2,931

(注) 1. 事業区分の方法

製品を主として販売市場の類似性を基準として区分する方法によっております。

2. 各事業区分の主要製品

- (1) 電子業界関連製品事業……………〔精密加工装置〕ダイシングソー、レーザソー、グラインダ、ポリッシャ、ドライエッチャ、サーフェースプレーナー
〔精密加工ツール〕ダイシングブレード、グラインディングホイール、ドライポリッシングホイール
〔精密電子部品〕
- (2) 産業用研削製品事業……………ダイヤモンドホイール、研削切断砥石等
- (3) その他事業……………ソフト開発等

3. 会計処理の方法の変更

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が電子業界関連製品事業で36百万円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる営業損益への影響はありません。

(リース取引に関する会計基準の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(3)に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる営業損益への影響はありません。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が電子業界関連製品事業で210百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,442	887	1,982	1,798	11,110	-	11,110
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,719	19	285	2	3,027	(3,027)	-
計	9,162	907	2,267	1,801	14,138	(3,027)	11,110
営業利益又は営業損失（△）	△872	1	△54	93	△832	△185	△1,018

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	27,853	3,272	8,789	6,692	46,608	-	46,608
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	12,474	39	781	7	13,302	(13,302)	-
計	40,327	3,312	9,571	6,699	59,910	(13,302)	46,608
営業利益又は営業損失（△）	3,388	△55	405	893	4,631	△1,699	2,931

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米……………米国
- (2) アジア……………シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾
- (3) ヨーロッパ……………ドイツ、フランス、イギリス

3. 会計処理の方法の変更

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が日本で36百万円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる営業損益への影響はありません。

(リース取引に関する会計基準の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(3)に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる営業損益への影響はありません。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が日本で210百万円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高（百万円）	968	3,867	1,827	6,663
II 連結売上高（百万円）	-	-	-	11,110
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.7	34.8	16.5	60.0

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高（百万円）	3,224	20,367	6,677	30,269
II 連結売上高（百万円）	-	-	-	46,608
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.9	43.7	14.4	65.0

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……………米国

(2) アジア……………シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾

(3) ヨーロッパ……………ドイツ、フランス、イギリス

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

保有する有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっていないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
通貨	為替予約取引（売建）	8,938	8,350	587
通貨	為替予約取引（買建）	3,101	3,163	△62

(注) 時価の算定方法は、先物為替相場に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 58百万円

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年 スtock・オプション A号	平成20年 スtock・オプション B号
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名	当社従業員 377名 子会社の取締役および従業員 43名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 83,400株	普通株式 84,700株
付与日	平成20年11月12日	平成20年11月12日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
対象勤務期間	自平成20年11月12日 至平成22年11月12日	自平成20年11月12日 至平成22年11月12日
権利行使期間	自平成22年11月13日 至平成28年11月12日	自平成22年11月13日 至平成28年11月12日
権利行使価格(円)	2,583	2,583
付与日における公正な評価単価(円)	601	601

(注) 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 2,594.74円	1株当たり純資産額 2,620.56円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 62.27円	1株当たり四半期純損失金額 △16.08円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 62.16円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益(損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益(損失)金額		
四半期純利益または四半期純損失(△) (百万円)	2,113	△545
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益または 四半期純損失(△)(百万円)	2,113	△545
期中平均株式数(千株)	33,938	33,943
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	57	-

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	<p>平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 543 個)</p> <p>平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 464 個)</p> <p>平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 1,000 個)</p> <p>平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228 個)</p> <p>平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 619 個)</p> <p>平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 308 個)</p> <p>平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 710 個)</p> <p>平成20年10月28日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 834 個)</p> <p>平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年10月28日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 827 個)</p> <p>なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 543 個)</p> <p>平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 464 個)</p> <p>平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 1,000 個)</p> <p>平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228 個)</p> <p>平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 619 個)</p> <p>平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 308 個)</p> <p>平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 710 個)</p> <p>平成20年10月28日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 834 個)</p> <p>平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年10月28日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 827 個)</p> <p>なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

(多額な資金の借入れ及び多額な社債の発行)

平成20年12月17日開催の当社取締役会において、財務上手元資金を確保することを目的として、金融機関から総額210億円の借入れを実施することを決議いたしました。

その後、平成21年1月21日開催の当社取締役会において、借入額を総額270億円に増額することを決議し、平成21年2月9日開催の当社取締役会において、うち30億円を下記の条件にて銀行保証付変動利付私募債で調達することを決議いたしました。

- | | |
|--------------|---|
| 1. 名称 | 株式会社ディスコ第1回無担保変動利付社債
(株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定) |
| 2. 社債総額 | 金30億円 |
| 3. 各社債の金額 | 金3億円の1種 |
| 4. 年限 | 4年 |
| 5. 利率 | 変動金利(全銀協6ヶ月国内円TIBOR) |
| 6. 払込期日(発行日) | 平成21年2月27日 |
| 7. 償還方法 | 半年毎150百万円、最終1,950百万円の定時償還 |
| 8. 利払方法 | 年2回(6ヵ月毎後払い) |
| 9. 物上担保の有無 | 本社債には物上担保は付されておらず、また特に留保されている資産はない。 |
| 10. 保証人 | 株式会社三井住友銀行 |
| 11. 社債事務取扱者 | 株式会社三井住友銀行 |
| 12. 総額引受人 | 株式会社三井住友銀行 |
| 13. 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 |

なお、前各号に定めたほか本社債募集に関し、必要な事項及び発行条件その他に関し変更を要する事項がある場合は、代表取締役社長に一任する。

(自己株式取得に係る事項の決定)

平成21年2月9日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

- 自己株式の取得を行う理由 これまでに発行してきたストックオプションの行使に備え、自己株を確保するため。
- 取得に係る事項の内容
 - 取得対象株式の種類 当社普通株式
 - 取得しうる株式の総数 340,000株(上限)
(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合1.00%)
 - 株式の取得価額の総額 900百万円(上限)
 - 取得期間 平成21年2月13日～平成21年2月26日

なお、東京証券取引所における市場買付けにより取得いたします。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動(減少)が認められます。
(借主側)

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び四半期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	四半期末残高相当額 (百万円)
建物及び構築物	1,334	550	784
機械装置	65	53	11
工具器具備品	255	200	54
合計	1,655	805	850

2. 未経過リース料四半期末残高相当額

1年内	98百万円
1年超	752百万円
合計	850百万円

3. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額

	会計期間	累計期間
支払リース料	38百万円	124百万円
減価償却費相当額	38百万円	124百万円

4. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間の減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間の利息相当額の算定方法
取得価額相当額及び未経過リース料四半期末残高相当額は、未経過リース料四半期末残高が有形固定資産の四半期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2【その他】

平成20年11月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・339百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成20年12月10日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年2月9日開催の取締役会にて借入及び社債の発行並びに自己株式の取得を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。